

第4回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成19年3月19日(月) 午後1時30分から午後5時00分まで

(2) 場 所 県庁本庁舎5階 正庁

(3) 出席者

ア 委 員

清水修二(委員長) 安齋勇雄 江川和弥 小川静子 北川圭子 佐々木 充
田崎由子 羽田則男

イ 県 側

総務部長 総務部政策監 総務部参事(入札等制度改革プロジェクトチーム主任)

総務部参事(入札等制度改革プロジェクトチーム副主任) 総務部総務予算参事

人事参事 行政経営参事 農林検査参事 建設行政参事 総務部総務予算主幹

建設行政主幹

各発注機関(会津農林事務所、相双農林事務所、県北建設事務所、会津若松建設事務所、
警察本部会計課)担当者 ほか

(4) 次 第

ア 開会

イ 議事

(ア) 審議事項

a 新たな福島県入札制度等監視委員会の組織及び運営について

b 談合情報の処理について

c 入札参加資格制限の見直しの基本方針について

d 働きかけの記録等の取扱いについて

e 抽出案件について

(イ) 報告事項

a 県発注工事の入札等結果(平成18年8月~11月)について

b 談合情報への対応状況について

c 指名停止の運用状況について

d 格付要件・地域要件(一般土木以外)について

e 特定JVの取扱いについて

f 業務委託等に係る単独随意契約の基本的な考え方について

(ウ) 各委員の意見交換

(エ) その他

ウ 閉会

2 発言内容

【総務部総務予算主幹】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第4回入札制度等監視委員会を開会いたします。

議事につきましては、清水委員長よりしくお願いいたします。

【清水委員長】

皆さんこんにちは。御苦勞様でございます。

今日は3時間ありますけれども、実は、審議報告の内容が非常に多くて、時間が足りなくなる可能性があるのではないかと考えております。

大変ですけれどもよろしくお願い致します。

審議に入ります前に、議事の非公開に関しまして、皆さんにお諮りしたいことがあります。

今日の議題は書面にあるとおりですけれども、そのうちの報告事項の2つ目の「談合情報への対応状況について」という件については、これは公正取引委員会の方の要請もありまして、

非公開にするということになるかと思えます。

それからもう1つ審議事項の5番目の「抽出案件について」ですが、この件について、事務局の方から、個別の執行調書の説明のところまでは公開で行って、その後質疑応答・審議については、これを非公開にしてはどうかと、そして、その審議の概要について、会議が終わった後、私の方からマスコミの要請があれば説明をするという扱いにしてはどうかという提案がありました。

その理由は、皆さん御覧になってお分かりのとおり、今回テーブルに上っている案件は、かなりアブノーマルな入札という風に見えるわけでありまして、これについて、審議を完全に公開にした場合に、企業の正当な利益を損なうおそれがあるような内容を含む情報がでる可能性があるということと、我々の審議が制約されるといいますか、自由な審議がなかなかできにくくなるという理由だと私は受け取っております。

これについては、皆さんにお諮りしたいと思います。

私の率直な考えを申しますと、談合情報については、これは非公開にするということの問題ないと思いますが、抽出案件の説明に関しましては、説明の中で入札の執行調書の内容及びその入札の手続に関する情報は報告されるのでありまして、これを業者のサイドの利益に配慮して公開にしないという理由はほとんどないと私は思います。

ただ、もう1つ我々の審議が自由に行われにくくなるということは、あり得ると思います。

いずれも個別の案件でありまして、企業の名前がいろいろ出てきているわけでありまして、これについて、自由な発言がなかなかしにくくなる。マスコミの良識にかかっているのかなとも思いますけれども、そういう懸念が確かに払拭できない面があると思いますので、もし委員の皆さんが、そういう面からやはり非公開にした方がいいとお考えになれば、そのようにしたらよろしいと思う次第です。

いかかでしょうか皆さん。

【安齋委員】

こちらから要請しようと思っていたところです。

【清水委員長】

非公開にした方がよいという意見ですね。

委員の皆さんいかがでしょうか。

田崎さんも賛成、小川さんも、北川さんも、羽田さんも、佐々木さんも、そうですか。

それでは、皆さん御同意のようですから、この2つの審議事項と報告事項については、セットにしまして、抽出案件の説明が終わった段階で報道並びに傍聴者の方については、一時、御退席をいただくという風にしたいと思います。

それでは、まず最初に、審議事項のア及びイ「新たな福島県入札制度等監視委員会の組織及び運営について」及び「談合情報の処理について」、これは継続の案件であります、これについて、ポイントを2つ合わせて事務局の方から説明をしてください。

【行政経営参事】

(資料1及び資料2により説明)

【清水委員長】

審議の中身ですけれども、資料1の条例については、このようになったという確認です。

それから2番目の規則については、本日、この委員会として意見をまとめてもらいたいということです。

次の運営規程に関しましては、素案ということになっておりまして、今回決定するのではなくて、4月以降新たな委員会これを決定するという扱いになっているそうでありまして、今日は意見を出すということです。

そして、談合情報の処理については、前回からの継続でありますので、今日結論を得たいと思います。

順次、議論していきたいと思いますが、最初に規則の案についていかがでしょうか。

【安齋委員】

事務局にお尋ねします。

今やってる要綱では、会議の公開、非公開は9条に書いてますね。今度の規則を見ると規則

に書いてなくて、規程に書いてありますね、規程の9条の方に。

規則と規程というと規則の方が上ですよ。

何かそうすると扱いが軽くなったのかなという印象は受けるんですけど、規程に書いてあるから中身は同じかと思うんですが、その辺の位置付けの説明をお願いします。

それからもう1つ、同じ要綱関係なんですけど、例えば、非公開にした時は、議事録も公開しないと解釈してよろしいんですよ。

【行政経営参事】

規則と規程の関係でございますが、規則は当然、重要なものということでございまして、今、安齋委員おっしゃるように、公開、非公開を規則でということも考えられますが、あくまでも委員会の運営上の問題でございますので、規程でもよろしいかなということでそのような位置付けにしております。

それから、当然非公開にしたものについては、委員長が対外的に説明した限りにおいて公開するというふうに考えてございます。

【清水委員長】

非公開とした件については、内容を吟味して、公開が可能な範囲で議事録には載せるということになると思いますね。

運営規程でよろしいのではないかとということですかどうですか。

【佐々木委員】

どこで改正できるのかということと、対外的にどこまで公表するかということで考えれば、委員会の規程ですから、例えば県の例規集に載るのかという問題が1つあって、一般の人に公開されているという意味では、規則の方がいいんじゃないかと私は思ってます。

【清水委員長】

運営規程まで外には公開されるんですか。

【行政経営参事】

すべて公開する予定でございます。

【清水委員長】

とうことであれば、差し支えないということになりますか。

ほかに、どうでしょうか。

細かいところですが、2ページの第4条「委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。」「委員長を置き、定める」という規定の仕方をするんですか普通。選任するとかいう、そういう表現じゃなくて定めるといふ風を書くんですか。

【行政経営参事】

そのように規定してます。

【清水委員長】

それは、官庁の表現なんですよ。

それから、第8条の部会を置くことができる場合、これは、後の方で再苦情あるいは談合情報の扱いのところに出てくるんですけども、想定されているのは、臨時に設置するというふうですね。常置部会というのは考えてないと。少し問題なのかなと思うのは、談合情報があったときに緊急に会議開きますよね。その時にあらかじめ4人くらいの部会を編成しておけば、すぐに対応できると思うんですけども、部会を置くための全体会をやっておかなければならないですよ。そういうことになると緊急の対応が難しくなる。部会を置く意味がややなくなるのではないかと思います。ただ、ここにはそこまで書いてあるわけではない。ここに書く必要はないという風に思いますけれども、運用の仕方としてですね、ちょっと気になる点ではあるんです。

そこは、事務局で検討された結果なのでしょうか。

【行政経営参事】

資料1-1を見ていただきたいのですが、まず1つは、常に部会で議論するのか、委員会全体で議論する案件もあるのかなということで、部会でやるのか、委員会でやるのかも含めて、委員長にお任せしたいというのが1つです。

それから、部会は急には立ち上げられないであろう、ということであれば、あらかじめ指名

していただいても構わないのかなとも思いますし、やはり、緊急なところで、12人はすぐには集まらないだろう、やっぱり4人くらい集まるのがせいぜいかなということがあるので、その時に来れる方が4人くらい集まっていたらいいやというのも1つの手かなということで、やり方もすべて委員長にお任せしたいなという風に思っておりまして、指名もですからあらかじめ指名をしていただいて、ただ、その際も、結局、当日部会を開くときに4人集まらないで1人か2人しか集まらないとなるとまたそこが難しいので、その辺の運用の仕方は非常に弾力的にならざるを得ないかなということで、今、こういった規程になっております。

【清水委員長】

そうしたら、談合情報があった時に、まず委員長のところにきて、委員長が委員に声かけて、何月何日何時に集まれる人をとということでもって、その人を部会の委員に指名すればいいということになりますね。

それが1番現実的ではありますね。

あらかじめ常置しておく、その人は必ず来なければいけない。来られなかったときは困ってしまうということになりますね。

その方が動きやすいということですか。

【北川委員】

部会ということで考えられるのは、再苦情と談合情報等の不正行為、この2点くらいなんでしょうか。

今、現在考えられるところ。

それともう1点なんですけれども、規則の方の8条で「委員会は、その定めるところにより、」という、「その定めるところにより」というのは、法律用語なのか何なのか意味がわからないのでお示してください。

【行政経営参事】

1点は、再苦情と談合情報の対応だけ部会を開くということで考えております。

その定めるところによりというのは、後ほど出てくる規程等で対応するというのでございます。

【清水委員長】

こういう表現をするんだそうです。

委員会が定めるところによりということですよ。

【北川委員】

そうすると非常に細かいことなんですけれども、この部会というのが、再苦情部会とか談合情報処理部会とかそういう名称が付くものなんでしょうか。

非常に細かいことで恐縮ですけれども。

【行政経営参事】

これもテクニカルなことなんですけど、県によっては最初から再苦情部会、談合部会という部会を2つつくって、必置にしているところもありますし、私どもの先ほどの弾力的な考え方でいきますと、部会という名の下に再苦情を処理したり、談合を処理したりということで、その都度その都度、案件も変えて色も変えていくというような、弾力的な部会運営でいかがかなという風に思っております。

【清水委員長】

何も付かない部会というのは妙なもので、その都度付けましょう。

再苦情部会、談合情報処理部会ぐらいで、その都度命名をいたしましょう。

【佐々木委員】

部会の人数が4名というのは、ちょっとどうなのかなと思ってました。

過半数ということを見ると通常5名ですよ。

今聞いたら、弾力的な運用だと言うんですけども、運営規程を見ると必ずしもそのようにとれないようになっていて、元々ある部会が存在していて、部会長を定めて、いろいろ規定をつくっているということとあまり整合性がないんじゃないかと感じますけど、4名ということになると3名出席しないと部会が開けない。過半数ですから。2人ではダメなんですよ。

仮に4名出たときは部会長が、可否同数の場合は、議長が決するというので、誰を部会長

にするかということは非常に重要で、通常部会という場合には、奇数でやっているのが普通じゃないかと、なぜ4名にしたのかよくわからないというのが1つですね。

それから、今言ったとおり、もし実態をそうすると規程とかなりそぐわない。

特に運営規程をみると、運営規定上は部会というのはあらかじめあって、その部会がいろいろやって、例えばその部会の委員長が、部会長が委員長に委員会の招集を求められることができるとかありますから、元々ある程度固定化しているというような形での運営を前提とした規程のようにしか読めない。

今のような形で本当にいいのかどうかというのは、どうなのかなという感じは受けますけれども。

【清水委員長】

あらかじめ部会のメンバーを決めておくと、機動的に開催できないという問題はあることはありますよね。

【行政経営参事】

1点目の数の問題です。

我々とすれば4名としたのは、1名部会長の方、残り3名なのでそこで多数決でできるだろうというのが1つです。それで、もう1つですね、1人欠席になったら、今、佐々木委員がいましたように、部会長が1人で可否同数で部会長の非常に役割が大きくなるのではないかと話があったんですが、先ほど言いましたように、臨時的にやる時に、来れる方4名を確保して部会を開くことが、通常前提となるんであろうということ考えた時に、来れる方で部会を構成するということ考えると4名で十分かなというのが1点でございます。

それから、規則の関係、規程の関係で任意設置の割には、規定では、部会が常設設置のような表現になっているという点につきましては、確かに文言表現につきましては、そう読みとれる場合もありますので、そこは少し、臨時的で良いということであれば、規程の表現をもう少し再度見直したいと思っております。以上です。

【清水委員長】

今の説明だと、規程の方をいじるならいじるというお話でした。

佐々木さんは、規則の方をもっと厳格にという御意見ですか。

【佐々木委員】

そうではなくて、言っていることと文言上の整合性がとれてないということです。

あらかじめ部会というものがある前提の規程となっているということです。

【清水委員長】

人数についてはいかがでしょうかね。

【安齋委員】

宮城県の例で言いますと、宮城県の契約適正化委員会メンバーが12名おりまして、部会はそれぞれ6名になってますね。

談合等調査部会が6名以内、苦情等調査部会が6名以内。

私が今まで入っていた審議会では、公共工事の評価委員会ですか、あれも、土木部と農林部に分かれていますけれど、確か12名の内、半分ずつ確か部会に所属させたような気がしますので、そういう意味では佐々木委員いったように、4名ではちょっと足りないんじゃないかなと。ここが今回12名にするのであれば、6名以内にして、部会長が1名ですから5名で多数決という方がわかるような気がします。

12名いるんですから6名だと機動性が確保できると思うんですが、4名だと私も少ないような気がします。

【清水委員長】

6名ではなくて、6名以内と。

その方が柔軟に対応できますね。

今の提案と受け取ってよろしいですか。

(安齋委員うなづく)

いかがでしょうかね。

【小川委員】

私も同じ意見なんですけど、規則の方をいろいろみますと、やはり、部会としての責任がかなり重いんですね。

機動的に対応するというので、部会で判断できることは部会ですというようなことがかなり想定されていて、どうしても委員会に戻す時は戻せるようになってはいますが、部会で判断するというのもかなり多いので、4人というのは何かあった時の責任問題とか考えると、安齋委員おっしゃったように6名以内とした方がいいのではないかとというのが私の意見です。

【清水委員長】

委員会そのものの人数が12人ではなくて12人以内となっておりますので、部会も6名以内というのは妥当なんじゃないでしょうかね。

【田崎委員】

やはり4人では少ないかなという感触があったので、半分の6名ずつにすると、例えば、あってほしくないんですが、苦情と談合と2つ重なる場合はその方がすぐに対応できますし、あらかじめ6名というのを、1年とか、半年とか、私たちも気持ち的に何かあったら声が掛かるなという、そういうのもあっていいのかなと。今回こういった初めての設置なので、その辺、皆さんでどうなのかなと思いますが、お忙しい方もいらっしゃるでしょうから。

【清水委員長】

規則では常置するしないというのは触れていないわけですね。ですから、このままにしておいて、あと、運営規程で常置するならばするとしたらいいんじゃないかと思えます。

今までの意見ですと、6名以内にしておいて、あらかじめ委員を決めておいた方がいいであろうという意見のようですけれども、大体そんな線で一致できますか。

(特に意見なし)

私も、それでいいのかなと。6名以内としておけば、実際、出席できない人がいても、やむを得ないということで対応できますので、その辺でよろしかろうと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

運営規程についても質問、御意見をお出しください。

【佐々木委員】

6名以内でいいんですけど、第5条の3項で「委員会の会議は、委員の過半数」となっていますから、たまたま5名出席したからこれを定数にするというようなことではおかしなことになってしまう。

6名以内であれば、5人でも、6人でもそれは委員会で決めればいいんですが、何名出席しなければ会議は成立しないということは決めなければならない。

過半数が出席しなければならぬというのは部会にも援用されているから、12名以内というのは欠員があっても招集できるという意味ではありますけれども、具体的な定数は特定しなければなりませんよね。

12名の場合は7名いないと会議が開けないということになりますから、部会も6名以内であっても、現実に定足数は何人かということは決めなければならないわけです。

【清水委員長】

それはそうですね。

だから、何か案件が持ち上がった時に6名を目途に委員長が指名をする、そこで6人というのが決まれば、4人いなければ成立しない、場合によっては、5人しか確保できないということもあり得る、そういう場合には、3人いれば成立すると、そういうことになりますね。

その都度、出席した者が定数になるというわけにはいかない。

それは、そのとおりかと思えます。

【安齋委員】

常設ではそうなるんですが、事務局が最初に答えたみたいに、その都度委員長が指名するとすると、5人でも4人でも即座に集まりますよね。欠席者なしにね。そういう意味では確かに機動力はあるんですね。さて、困ったな。

【清水委員長】

しかし、先ほどの話だと常置しておいた方がいいということのようですから、勝手にその都度委員長が指名するというのは止めましょう。

それはこっちもきついですから。

ほかにありませんか。

それでは、運営規程については、次回にも協議しますので、また、気がついたことがあれば、お出しいただきたいと思います。

もう1件、談合情報の処理に関して継続になっている件ですけれども、これはいかがでしょうか。

5ページの辺りなんですけど、談合情報があった場合にこの委員会に上がってくる。それで部会で検討するなどして一定の意見をまとめる。それに従って入札を無効にするとかいろいろな措置がなされる。公正取引委員会に報告する。

この一連の情報について、審議の公開に関していうと、この種の事柄は非公開ということになるかと思うんですが、実際にここに書いてありますように報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会に情報提供を行った旨、行ったということだけを情報提供するという事なんですけど、実際にこの委員会で問題ありとなって一定の措置がなされたという事実そのものは、一切表に出ないで処理されることになるんでしょうか。

【行政経営参事】

無効にしたもの等については公になります。

【清水委員長】

それは、この委員会の議事録の形で出るんですか。

【行政経営参事】

県の決定としてです。

先ほど言いましたように、あくまでも、この委員会については、そういった疑いがあるかどうか議論いただいて、報告をいただくこととなりますが、報告に基づく最終的な判断は、入札執行権者、契約権者である県として行うものでありまして、県としてやるということでございます。

【清水委員長】

前に議論になったところですけども、公正取引委員会の方としては、関連する業者に直接何もするなというような、そういう指示になってますよね。

そのことと、この委員会が調査権限を持って当事者から聴き取りを行うということとの兼ね合いが、いまいち明確に私には理解できないのですけれども。

【行政経営参事】

そこは非常に微妙なところではありますが、私どもは、契約の相対の当事者として、契約したいという方々が、こちらにアプローチしてくるわけですから、そういった状況をお聴きすることは、いわゆる公正取引委員会で行っている調査等と重複する、あるいは、その権限を侵すものではないと考えてございます。

やり方はいろいろと非常に微妙なところはありますが、そういう一定の線は引けるのではないかと考えてます。

【清水委員長】

私は、談合情報があった時に、我々がというか県が独自に調査する前に、即、公正取引委員会に通告して、直ちに公取が動くということであれば、それでいいんですけども、実際私向こうに行って話を聞いてみたら、そういうことではいちいち公取は動かないというわけですよ。

自ら動かないで県が独自に動くことを制約するというのは、私は理屈に合わないと思っています。

ですから公取がこういうかなり厳しい制約を課すこと自体に問題があるのではないかと思いますので、我々の委員会としてはここに書いてあるように調査するわけですから、調査するという事は、業者を呼びつけて話を聴くという現に今やっているようなことですから、これはやることになると思うんですよね。

公取の真意に反するとは解釈しなくてもいいだろうと思っています。

【行政経営参事】

確認だけしておきますが、我々の行う調査というのは、前にも申し上げたようにあくまでも私法上の契約に基づく、契約行為が適正に行われているかどうかという調査でございますので、

いわゆる公取が行う行政調査なり犯則調査に抵触するものではないということで考えてございます。

【清水委員長】

取り調べではない。

【行政経営参事】

はい。

私法上の契約が適正に行われているかどうかの調査で、我々が税金が適正に執行されているかということでの調査ですので、犯則調査、行政調査を侵すものではないと思ってます。

ただ、それが、逆に条例等で犯則調査に近いものができるとか、やるとかということになると抵触してしまうおそれがあるということで、あくまでも私法上の契約に基づいた、契約の相手者としての調査を行うという点では抵触しないと思っております。

【清水委員長】

公取の理由は、調査が行われているということで業者は証拠隠滅を行うおそれがあるからということでやめろと言ってるんですね。

そういうことで、向こうからいうと不都合だということにはなると思います。

私は気にしなくてもいいんじゃないかと思っております。

【行政経営参事】

気にはしなければならぬと思っておりますが、現実的には委員長おっしゃたように、今まで、当然、事業者の方に来ていただくなどして事情聴取はいろいろやってございますし、そういったものについて、当該機関の方から指導なり注意を受けた事例は今のところないということでございます。

【小川委員】

談合情報処理要領の方と今回の委員会のいろいろな役目のところで整理がつかないので教えてほしいんですけども、第3の具体的な対応のところ、情報が入札執行前と後で分けてあります。談合情報を入手した時に事情聴取を行うとかありますけれども、こういったものは従来どおり担当部署で行ったのと別個に委員会の方で再度改めて調査をやるというような役割なのか、そのところを教えていただきたいのと、それから、ここで疑いがあった場合とない場合に分かれてますけれども、疑いがなかった時にも委員会の方でいつまでに通知があって検討するというようなことを想定しているのか、それから、いろいろ見てみますと、事実があったと認められる場合とない場合と2通りのことが定められてまして、他県のホームページ上で確認できるのを見てみましても、あった時とない時と2通り想定しているのが大半なんですけれども、ちょっと調べましたら、これは北海道の富良野市だったんですが、富良野市では談合の疑いが強い場合の例外というのがあるんですけども、今後、福島県の方でもないと断定できないけれども疑いがあるというような時のことを想定して、今後この要領を直す予定があるのかどうか、その辺を教えていただきたいと思っております。

【行政経営参事】

前の談合情報処理要領を見ていらっしゃるかと思うのですが、そこは全部クリアにしていたきたいと思います。

クリアしていただいて、今回、資料としてお渡ししたものに基づいて今後はやるということですから、談合情報があった場合に事前に調査するしないはない。とりあえず入札をやる。やって開いてから調査にはいるというのが1点でございます。

それから、資料の2の6ページの(12)で、今回は事実があるなしだけでなく、疑いが払拭されない場合についても踏み込むということで考えてございます。

ですから、資料に基づいてこれで良ければ新たに要領という形で落とさせていただくということでございます。

【小川委員】

全部整理がつかしました。ありがとうございました。

【清水委員長】

我々が動く前に事務局が調べるといことがなくなるんです。

【佐々木委員】

事情聴取の時期について4ページのところで書いてありますけれど、談合情報提供者からの事情聴取という概念は入っているのでしょうか。

具体的に提供があった場合の事情聴取というのは、これは当然やるという前提でよろしいんですか。

これがちょっとわからなかったんで。

【行政経営参事】

相手方がわかっているのもので、相手方の協力が得られれば、そういったものもやるということ考えてございます。

【北川委員】

過去の談合情報の実績の数が出ていますけれども、差し支えなければどのような事例だったのか、例えば、ランクがどういう業者であったとか、差し支えのない範囲で教えていただければと思います。

それと、6ページの不自然な入札の考え方なんですけれども、法則性がある、一定の刻みに分類できるということの意味がわからないので教えてください。

それから、佐賀県の例ですか、プラスマイナス0.5%以内の場合というのが出ているんですが、そういった数で示す必要はないんでしょうか。

不自然な入札の例ですべての入札額が一致しているとなっているんですが、予定価格に近いというものを書き加える必要はないんでしょうか。

【建設行政参事】

申し訳ありませんが、具体的な談合情報の事例が手元にありませんので、後ほど提供させていただきますと思います。(会議途中で提出)

【行政経営参事】

「すべての入札金額が一定の刻み」、それから、「プラスマイナス0.5%」という決め方をしたらどうかということなんですが、今回は6ページにありますように漠然とした言い方にしておりまして、委員会なり部会の中で議論をして判断をいただくのがいいのではないかと。例えば法則性があるのは最低額から50万刻みに10者が揃っていたとかそういったものもありますが、あらかじめプラスマイナス0.5%というようなことを決めるとそこを外してくるということもいろいろ考えられますので、委員会なり部会の中で、やはりこれは払拭できないとかこれはおかしいとかいう議論をしていただければありがたいと思っております。

【清水委員長】

あまり具体的にしておかない方がいいと思いますね。ケースバイケースだと思いますので。

今までも落札業者だけが1人だけ安くてあとは横並びになるというケースが結構ありました。

【佐々木委員】

今回の国土交通省の新聞報道によると、退職されたOBの方が関与されていたけど、国土交通省が聴いたのは現職の職員だけで、噂になっていたOBについては結局聴かなかった。

今回の6ページを見ても、設問は職員又は職員OBと書いてあるんですが、結論は県は職員を出席させるということなんですけれども、OBに対しては要請はするということにはなるんですか。

それは、入札監視委員会がと書いてありますが、県の方はOBに対しては出席させて事情聴取をするということは念頭に置いてないのでしょうか。

【行政経営参事】

書き方ですけれども、職員と違った書き方をしているのは、職員は業務命令で出席させることはできますけれども、OB職員に対しては要請まで強制力は伴いませんので、そういった書き方にしております。

【清水委員長】

出席させるという言い方はOBに対してはできないということのようですね。

【佐々木委員】

書き方が2つに分かれていて、委員会がOBに対しても意見を聴くことができますと県はすると書いていないんですね。

県はあくまでも職員を出席させると。それをちょっと聴いただけです。

【行政経営参事】

調査の主体が監視委員会ということでございますので、監視委員会の名前で職員又はOBに出席を要請する。

それで、要請された現職職員については、当然、出席をさせるという、そういう書き方になっているということです。

【清水委員長】

職員は出席しなければいけないということなんですよ。

【行政経営参事】

もちろんそうです。

県としては出席させる。

そして、OBについては、要請までしかできませんので、県も改めて要請しろということであれば、それは書き換えていただいて結構ですけれども、出席させるということまでは書けないという趣旨でございます。

【羽田委員】

県の回答はちょっと甘いんじゃないかと私は思いますね。

その前段に(7)で業者に対しては、調査に協力しない者に対してはペナルティを課すと書いてあるわけですよ。そして、後ろにくると「特定されるとき」と書いてあるんですよ。

情報があつた場合にすぐ呼ぶということではなくて、「職員又はOBが特定されたとき」となってくると、県の姿勢としてはちょっと弱いんじゃないかなと思いますよ、私は。

【行政経営参事】

5ページの(7)の事業者に対するペナルティと(9)のOBの扱いが違いすぎるんじゃないかということなんですが、まず、(7)はペナルティと書いてありますが、刑罰ではございませんし、私法上の関係でございますが、(7)はなぜこういうことができるかという、あくまでも県が契約しませんかと呼びかけて、それに契約したいということで入札した方は、契約の相対関係なわけですよ。

申し込んできた方が契約に関しての事情を聴かれた時に説明を拒むというのは、やはり契約の当事者として不誠実ではないかということで、そういったペナルティというか、こちらの方としてはそういった制限ができるのではないかとございまして。

OBの関与ということでございまして、関与しているOBについては、入札妨害罪とかそういった刑法の話になれば私どもの手を離れるわけでございますので、こういった私法上の関係の中では、要請というものが限界ではないかということで、職員OBは契約の相対の当事者ではございませんし、私法上の関係の中でどういう位置、その方がどういう位置にいるかによって濃淡がつけられてくるのかなと思っておりますので、そういった形の中で職員OBだということで御理解を賜りたいと思います。

【清水委員長】

特定されないことには呼びようがないということでは。

【佐々木委員】

そういうことではないと思います。

例えば、土木部で疑いがあるとなった時には、本来県の姿勢としては、土木部の職員全員から事情を聴くとかそういうことがあってしかるべきではないか。

そういうことはどこにも書いてないんですよ。

言い方としては入札制度等監視委員会がやる事情聴取のみを書いてあると言うけど、基本的に県自身もそういう風に疑われた場合は、自分の職員から事情を聴くというのは普通ですよ。

国土交通省ですらやっているわけですよ。今回ね。問題が起きてから。

ただ、名前が出てたのはOBだったけれどもOBからは聴けなかった。分かってても聴けなかったというのが今問題になっているわけですよ。

だから、一応、現職の人には聴いたわけですよ。聴いてありませんでしたと報告を出しているから。

そういう姿勢がないと思われたので質問したということですよ。

羽田委員がおっしゃたのは、確かに「特定されるときは」ですから、そういう意味ではなくて、官製談話が疑われるというような場合には、なかなか特定しにくいわけですよ、しにくいけどそういった疑いがあった場合には、率先してやるべきではないかという意見だと思います。

【清水委員長】

それでは、「職員又は職員OBが特定されるときは」は別に削除しても構わないと、そういう御意見ですけどね。

削除して不都合は特になんないんじゃないんですか。

【行政経営参事】

特にはございません。

【清水委員長】

特定されなくても、何者かが関与している可能性が高いという場合は調査の対象にはなるということですね。

皆さんよろしいですか。そういうことで。

時間の関係もありますので、このくらいにしてよろしいでしょうか。

【安齋委員】

先ほど聞くの忘れたんですが、元に戻って申し訳ございません。

第9条委員の除斥のところ、利害に関係のある事案については、議事に加わることはできないということなんです、利害関係というのはどの程度で考えるんですか。要するに、例えば、自分なり配偶者とかなんかが会社の役員に入っているというのはわかるんですけども、例えば、私とか佐々木委員みたいに顧問先が例えば建設業者でその議事に入れないとなると問題がありますが、どの程度の利害関係を念頭に置いているのか教えてください。

【総務部総務予算グループ主任主査】

今、要綱上にありますが、新しい規則の第9条の方で、委員の除斥ということで書いてございますけれども、一般的な話であります、例えば、本人が事件の当事者であるとか、直接的にその事件に関与しているような、そういった場合については、そういった事案には入れないという風に考えてございまして、間接的に関与しているというようなものについては、この除斥には当たらないということでは考えてございます。

【行政経営参事】

仲裁法の規定を援用すればいいのかなと思っておりまして、それでいくと、事件の当事者というのは当然の話でございますが、例えばその契約の問題であると、例えば委員がその契約者の代理人とかそういった法的な地位にある場合は、除斥をするということになりますし、例えば、配偶者や家族、親族の方が契約の当事者であった、そういったものについては、除斥という形になりますので、そういう仲裁法の考え方を援用して考えていければ、例えば、代理人、それから補佐人、証人、鑑定人、共同権利者、共同義務者等々そういった者になっている場合には、除斥の対象になるんじゃないかということで考えればよろしいのかなと。そこを細かく委員会の規程の方に規定した方がいいのかどうか御議論いただきたいのですが、ある程度、契約案件の時にスクリーニングをかければ自ずとわかってくるのかなと思っておりますので、その辺御議論をいただきたいと思っております。

【清水委員長】

明確に運営規程に書いた方がいいですか。

【佐々木委員】

除斥のほかに、普通は回避という規定があって、自ら回避するということができるようにしておくのもいいんじゃないかなと。自分が利害があると思ったときは、これには当たらないけれども、私はできませんという規定を入れるという方法もある。

【行政経営参事】

9条の第2項辺りにそういう規定を追加した方が私もいいかと思っておりますので、そういう規定をさせていただきます。

回避した場合の定足数の考え方についても、併せて規定させていただきたいと考えてます。

【安齋委員】

佐々木委員、そういう時は、意見も言えなくなるんですか、例えば利害関係がある時は、意

見は言って議事から外れるんですか。

【佐々木委員】

その辺は常識で。

【清水委員長】

最初の案件、大分時間を取りましたので、これくらいにしましょう。

整理しますと、規則に関しまして、部会の人数を6人以内という風にするということ、それから今出た件ですね、回避するという件についても、文言を入れるということで、次回、確認したいと思いますので、改めて出してください。

あと、談合情報の取扱いに関しまして、先ほどの県職員及びOBの扱いに関して、職員又は職員OBが特定されるときはという文言を削除するというので処理してください。

なお、部会については、常置するという方向で改めて運営規程を整理したいと思います。

【行政経営参事】

規則についてなんですが、4月1日から条例が走りますので、併せて4月1日付けで規則を制定させていただきたいと思います。

今の件、6名以内の話と9条の2項に回避を付ける、定足数についても回避した場合の定足数の考え方も入れるということで、事務局にお任せをいただいて、4月1日付けで規則を走らせていただければ大変ありがたいなと思います。

【清水委員長】

私にメールをください。

皆さんにお知らせしますので、御意見があれば間に合うようにお出してください。

そのように処理をいたします。

【佐々木委員】

委員長に一任する形でいいです。

【清水委員長】

一任でいいですか。じゃあ皆さんにはお伝えするだけで。

では、次の議題にいきましょう。

議題のウ「入札参加資格制限の見直しの基本方針について」、ポイントを説明してください。

【行政経営参事】

(資料3により説明)

【清水委員長】

最後に逮捕されたとか、起訴されたとか、そういう事実がなくても一定の資格制限を行うということの是非に関しては議論してもらいたいという、特に付言がありました。

どうでしょう。

【江川委員】

事情聴取だけではなくて、証拠書類の提出とか調査権限というのはどれくらいあるのか教えてください。

【行政経営参事】

先ほどの資料2の6ページを見ていただきたいと思いますが、資料2の6ページ(11)、談合の事実があったと認められる場合の考え方と関係するんですが、そこにありますように、調査をしてみて具体的に入札参加者が談合がありましたという証言をされた、あるいは物的証拠があった、こういうものについては談合の事実があったと認められる場合に該当するのではないかと、そういったものについて、あくまでも我々捜査機関ではありませんので、入札執行権者、契約権者として、談合の事実があったものと認めて参加資格の制限を行うという風にできるかどうかという点を議論していただきたいということでございます。

【江川委員】

確認ですが、その場合はただ単に証言だけでも十分可能であるし、証拠がなくても十分可能ですよということでもいいということですよ。

【清水委員長】

物的証拠がなくてもということですか。やった本人がやったと言えば。

我々警察ではないので、容疑者を締め上げて自供させるということはありませんよ。

ということで、やったと認めれば自白の証拠性が高いということですかね。

【佐々木委員】

例えば、談合情報などを開札する前に自分から進んでありますと言った場合に、私は逆にペナルティを課さないということを入れないと、なかなか談合情報に参加した人からの情報提供はない。制裁だけでは難しいんです。昨今の談合情報について言えば、大手の企業でも課徴金の問題があるんで進んでやった方が、一番最初に言った者が一番免除率が高いということで、これを導入しないと、なかなか監視委員会の調査といっても、そういった調査をやったことのない人が呼んでやったところで簡単には出てこないんで、むしろそういう仕組みが作られましたよということを広く報道することによって、自分は早く言えば逃れるということで、それがいいかどうかということが議論があるかもしれませんが、是非検討した方がいいんじゃないかと、私個人的には思っているんです。その時期をどうするかというのはいろいろあるかと思うんですが、まさに開札する直前までであれば全然問題ないような気がするんで、そういう仕組みを是非検討していただければなと。今回のやつにはペナルティの強化だけがでているけれど、そうでないところを検討するというのがないんで、是非検討していただきたいと思います。

【清水委員長】

この件、前にもお話しが出たんですが、もし、そのことを盛り込むとしたらどこに入れることになりませんか、今回、提案のあった入札参加資格制限の部分にそのことを入れるということになりませんか。

【建設行政参事】

それにつきましては、前から検討するというのでお話ししまして、事務局の方でも検討しておりますが、先ほどありました手を挙げた時にそれを受けて県がどのような措置をとるのか、それがどういう効果があるのかを十分見極める必要があるんじゃないかと。

1つは、談合がありましたという方について、もしそういう事実があれば、入契法の第10条で公正取引委員会にそういう疑わしいものについては通知しなさいよということになってますので、県としては、まず、公正取引委員会に通報することになると思いますけれども、私がやりましたという事実だけをもって資格制限をするだとか、そこら辺の十分な議論が必要なのかなと思ひまして、今回の基本的方針に盛り込んでおりませんでした。先ほど検討事項という中の談合の客観的な事実をどのようなことで認定するかというようなことも関連してくると思いますので、今後、私も議論していきたいと思ひますし、監視委員会の方でも議論していただければと思っております。

【清水委員長】

今後の課題にしたいということですか。

実際には、談合情報の情報源が当の入札参加業者であった場合ということになりますよね。その場合に談合情報があった、とりあえず入札はやるわけですから、やった後で情報どおりになっていた場合に、誰にペナルティを課し、誰にペナルティを減ずるかという問題になりますね。

【建設行政参事】

あと、課徴金の減免制度で減免措置された者については、国の方では指名停止期間を1/2等にしておりますけれども、県の今の考えを申し上げますと、基本的には談合をやったということは紛れもない事実ということで、今の基準では指名停止の基準の指名停止の減免という形は、福島県ではとっておりません。

【佐々木委員】

だからこそ、減免することを検討されたらどうですかと。しかも、大幅にね。極端に言えば、2分の1なんてことではなく、もっと減免したらどうですか。

そうした談合ができにくくするために、どういう仕組みを作った方がいいかということを議論しているわけです。

そういうことがあれば、誰か一人でも裏切り者がいたら、簡単に言ったら、談合が一遍に潰れるわけですから、やる方にとってはものすごい負担ですからね。これも。

ですから、そのような制度を作られたらどうですか。

【清水委員長】

この件は、どうでしょうね。早急に検討して、次回くらいに、御提案お願いできますか。

【行政経営参事】

今の件も含めまして、再度検討させていただきたいと思います。

【安齋委員】

そうすると、県で言えば、1つは損害賠償予約金が、この前10%から20%に加算されましたね。あれで、自発的に協力したところは、10%に留めるとか、もう1つは入札停止期間という制限期間が最大24か月になりましたけれど、3ページでよくわからないのは、改正案、今までは、例えば、わかりやすいやつで言うと、一番上ですか、贈賄の時3か月以上12か月以内が、いきなり24か月になってますよね。これ24か月以内じゃないんですね。24か月なんですね。

【清水委員長】

以内ではなくて、24か月であると。

【安齋委員】

そうすると、さっき言ったみたいにペナルティーの解除といいますか、協力した者、談合情報を寄せてくれた者には、少ない期間でやる場合ができなくなっちゃいますよね。これを見ると。前みたいに、何か月以上何か月以内とかの規定の方が弾力的に運用できるんじゃないんですか。逆に。

【清水委員長】

ただ、それは別個に決めればいんじゃないんですか。

【佐々木委員】

いろいろ同じ規定が並んでいる中で、別のところに定めればいいです。

【安齋委員】

じゃあ、できますね。

【清水委員長】

そう思いますよ。

5ページの四角で囲った部分について、特に、検討してもらいという、そういう話なんです。この件は、ここに書いてあるとおりで、よろしゅうございますかね。

この委員会として十分証拠があるという風に判断した場合には、これぐらいの措置はとられるべきであるということです。

【小川委員】

別表2の6、7とありますが、これは、以前の指名停止の時の基準の別表2の6、7がいきるということですか。

付けてないけど前のものがいきているという考えでよろしいんでしょうか。

【清水委員長】

どこに書いてあるの別表って。

【建設行政参事】

3ページの措置要件の1「贈賄」と書いてありまして、その下に括弧別表2の1、2、3という風に書いてあります。

申し訳ありません、こちらの方につきましては、資料として皆様の方にお渡ししておりませんので、ちょっと説明不足になっておりますけれども、以前の別表第1、別表第2と同じような形で、別表1、別表2というのを設けますということです。

【小川委員】

中身は同じとは言えないんでしょうか。

【建設行政参事】

例えば、先ほど説明しました1ページの(3)の新たに独立させる措置要件も加わりますので、前の基準の要綱の別表第1、別表第2の項目とはちょっと違ってきております。追加される項目もありますし、細かに基準を定めるという部分もあります。

【清水委員長】

次回、それも併せて出してください。

【小川委員】

それなら、わかりました。

【清水委員長】

それでは、この件継続ということによろしゅうございますか。

先ほど四角で囲った部分も含めて改めて議論しましょうか。

【行政経営参事】

4月から入札を開始する時に規定が何もないと参加資格制限が何もできませんので、1ページから4ページまでについて差し支えなければこれでやらさせていただきたいというのが1つと、5ページと今日出た話につきましては、今後検討して追加をさせていただきたいと考えてございます。

【清水委員長】

よろしゅうございますか。

(特に異議なし)

よろしゅうございますね。では、そのようにしましょう。

【安齋委員】

2ページの1番上、ペナルティのところですけども、3か月の資格制限、これ軽すぎはしませんかね。もっと厳しくしてもいいんじゃないですかね。

かなり、強化して最大24か月にしていますので、それと整合性をとるともう少し重くてもいいんじゃないですかね。

どうなんですか。事務局。3か月で十分ですか。

【行政経営参事】

3か月でも相当なペナルティかなと思ってます。例えば、3ページの(2)の公衆損害工事で県内の場合最大6か月とか、県内の場合は最大3か月とかになってますから、それに匹敵するくらいのペナルティになっておりますので、それ以上とするのは均衡から考えると難しいのかなと思っております。

【清水委員長】

3か月经った後でも主観点は減点になるんじゃないですか。

それでは、次の議題に移りましょう。

「働きかけの記録等の取扱いについて」です。

これも、継続となっていたものです。

説明してください。

【行政経営参事】

(資料4により説明)

【清水委員長】

何かございますか。

【佐々木委員】

前回いただいた資料は今回のと違いますけれども、もっと広い意味で職員が働きかけを受けた場合に不正を許さないシステムとしてやろうということで、必ずしも今回のように入札・契約に限定してなかったかと思えます。

私は職務上知り得たいろいろな事情で、具体的な事情をお話しできなくて申し訳ないんですが、実際に私が知っている限りでは、こういう働きかけが具体的にあったと、あるいはいろいろな問題について知っている事項としてはかなりあります。

そういう意味では、これは良い制度だと思っております。

今回、たまたま入札・契約に限定するという事は、逆にせっきくの機会を失ってしまうのではないかと思いますんで、やはり最初に提案された資料5のように広い形で出された方がいいんじゃないかと。

今後の課題とされている許認可とか採用・人事ありますけれども、まさにこれらの方が実際問題で、入札・契約にだけ限定しても元々のシステムとしての機能する範囲は、逆に今回の入札等については、かなりこれをしなくても解消できる方向に行っているわけですよ。それ以外の問題で言えば、ここの所がポイントになるのではないかと思いますので、必ずしも限定し

ない方がいいのではないかと私は思っています。

【清水委員長】

ここに書いてあるように、鋭意進めてもらいたいということですね。

【安齋委員】

この働きかけは検証委員会の時に口利き制度をつくろうと、それは職員を守るための制度づくりの一環として提案したものでありますが、今回を見ると様式定まってないんですけども、なぜ、決めてないんでしょう。記録表をつくるようになってますが、記録表の様式がないんですけど。

【行政経営参事】

概要説明ということで様式は付けていないということです。当然様式はつくってやるということになります。

【清水委員長】

4ページの下の方に書いてあるように、上司からの指示というのは特に問題があるような件に限って報告すればよろしいと。そうでない場合には、問題があろうとなかろうと全部出しましょうと。その方が出しやすいんですね。

よろしいですか。この件に関しては。

【羽田委員】

一定の公職にある者等の範囲ということで、具体的に書いてあるんですけども、各種団体等の役員となっておりますので、ちょっとアバウト過ぎるのかなということが1点と知事、副知事、国会議員云々市町村長も書いてあるんですけど、できましたら私は行政機関、とりわけ上部の行政機関も入れるべきではないかなと思います。

【清水委員長】

どうですかね。国の役人というのは入ってないという指摘のようですけども。

【行政経営参事】

各団体の定義付けはなかなか難しいです。やるとすれば例示くらいしかなくなるんですけど、例えば、何とか联合会とかそういう例示にならざるを得ないんですけど、ここは幅広に考えさせていただくしかないんですね。各種団体といった場合には、なかなか難しいと思っています。

それから、国等の上級機関については、表現方法については考えたいと思います。

それから先ほど佐々木委員の方からすべてについてせっかくだからやったらどうかという話がありました。ここは内部でも非常に議論がございまして、 から までについてはあるとしても、 辺りになりますと、通常の事業の決定、補助金の採択についてはいろんな段階で意思形成過程というのは輻輳してきます。それから、その中でいろんな御意見御要望も輻輳して入ってくるということで、 辺りは特にすべてのものを記載するとなれば事務的には非常に大変になるのではないかと。それからそういう政策決定が多層・多重になっている場合には働きかけが特定できるのかというのが難しい部分でもっと議論が必要かなと思っていますし、逆に許認可等明々白々なものは簡単なかなと思っています。

我々は後ろ向きに回避しているわけではなくて、県としては前向きにやっていく。ただ、県としては働きかけについてやった経験がありませんので、現場が混乱しないためには、まず業務限定でスタートして、何年も業務限定でやるつもりはございませんので、ある程度スタイルができて、様式ができて、システムができれば、順次追加していきたいというつもりでございますので、当面、こういった形で走らせていただきたいと思います。

【清水委員長】

この委員会の職責を聞かれると、入札及び契約ですから。

【佐々木委員】

3番目までは異論がないというお話しですから、私も採用の問題とか許認可の問題とか非公式にはいろいろ聞いているので、3番目までについてはおそらく事項としてそれほどあるわけではないので、やっぱりできるのであれば、そこまででもいいのではないかと。できるだけ。事務局内部での議論も一致しているのであれば、多くされた方がいいのではないかと。

【清水委員長】

要望として受けておいてください。

そうすると各種団体等についてはこれ以上書きようがないということ国の行政機関については入れるという話ですね。

それはそれでよろしいですか。

それじゃその点をお願いするということで。

【安齋委員】

参考までに申し上げますと、検証委員会で提案した時の1つの話題として、橋をつくってくれというのは要望だから働きかけではないでしょうと。働きかけというのはどここの業者を指名に入れるとかそういう場合だけれども、疑いがあった時に、口利き情報だと思われるので記録表に留めますけどいいですねと確認してやれば、逆に相手方が引っ込むのではないかと。そこでチェック機能が働きますからね。そういうことで検証委員会で議論になりました。

【清水委員長】

私の意見は、問題があるかどうかを当の職員に判断させるのは酷だと思うんですよ。だから、何か言われたら必ず出すと。機械的に出してしまえば、その職員が後で責められることはないと思います。

それでは、国の件については入れてもらうということで、処理してください。

次が「抽出案件について」ということになるんですが、説明に入る前に報告事項の最初の所「県発注工事の入札等結果」、つまり全体状況についてを説明していただいて、その後で個別の案件の説明をいただくことにしましょう。お願いします。

【総務部総務予算主幹】

(資料6により説明)

【清水委員長】

かなり大量の資料なんですけどどうでしょうか。御覧になって何かお気づきの点がありましたらおっしゃってください。

【羽田委員】

できましたら、4月以降になると思いますけれども、落札業者の整理をする際に、業者名がずらずらと出てますから皆さんはどこかの管内の業者かわかるんでしょうけれども、分かるような資料がほしいなと思います。

せっかく導入するんですから。

やはり競争がきちっとあったかどうかを見るためにも。

【清水委員長】

ついでに私の方から要望しますと落札率の欄をつくってもらいたいと思います。

それで、私が一番関心がありましたのは、要するに条件付一般競争入札でこれから行こうと思ってるわけですから、条件付一般競争入札の結果がどんな風になっているのかということなんですよね。

今ちょっと触れられました19ページの所、土木部の一般競争入札に係る部分ですが、ざっと見ますと60%台の落札率の所が4件あります。5番が64.7%で、それから6番は舗装工事なんですけど、これが69.5%になってます。それから17番の鋼橋上部が64.2%、18番が68.0%です。60%台はそれだけです。あと70%台がいくつかあります。80%ちょうどというのが29番と34番です。80%ちょうどというのは実はあとで出てきますんで、個別の案件で、これについては議論を要すると思います。

とにかく条件付一般競争入札とした場合に、工事の種別にもよりますけれども60%台の落札率というものが現に出ているということは注意すべきだと思います。

このことと最低制限価格等について考えなければいけないのではないかと私は感じました。

ほかどうでしょうね。質問等ございませんか。

(特に質問等なし)

この資料については次回以降随時出るということですので、落札率の欄を設けていただき、また、どの地域の業者なのかということ、これは管内とか隣接三管内とかそういうことをわかるようにしていただいた方がよろしいですよ、そういうことで表示をお願いしたいと思います。

1件、1件のやつは既に公表されているものなんですよ。見ようと思えば見られるもので

すよね。別に隠されているものではないと思います。

それではこの報告は終わりにいたしまして、個別の抽出案件について報告をいただくことにいたします。

最初に決めましたとおり、報告が終わった段階で傍聴者の方には御退席いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

それと談合情報を一緒にやります。

また、再開しますから。

【行政経営参事】

非公開部分を最後にやった方がよろしいのではないのでしょうか。

【清水委員長】

じゃあそうしましょうか。非公開の部分は一番最後に回して、報告事項の「指名停止の運用状況について」の報告をしてください。

【建設行政参事】

(資料6により説明)

【清水委員長】

今回不正の案件が結構多いですね。

何か質問ありますか。

(特に質問なし)

ないですね。じゃあこれは終わります。

次は「格付要件・地域要件について」、一般土木については前回確認しましたが、ほかの工種については報告事項といたしましたので、報告をしてください。

【行政経営参事】

(資料8、9及び10により説明)

【清水委員長】

3つ全部一緒に説明してもらいました。

どこでも結構ですからどうぞ。

地域要件の一番最後のグラウトとは何ですか。

【総務部参事(入札等制度改革プロジェクトチーム副主任)】

グラウトと申しますのは、ダム等の場合、ダムの本体工をコンクリートで作りましても、その下の地盤に亀裂がありますとそこから水が漏れます。

そういう所には水セメントとか水ガラスそれに近いものを注入して空隙を埋めまして、そういうところから水が漏れないようにするそういうようなものをグラウトといいます。

【清水委員長】

それと地域要件に関わることなんですけれど、全国一本でやるというケースがいくつかありますよね。

要するに県外から入ってくるということですけども、同じような工事であれば他県の工事にも県内の事業者は出られるようになっているかどうか。バランスがどうなっていますかね。

福島県だけが不利な状況に置かれるというようなことはないと考えてよろしいですか。

【行政経営参事】

そこまでは確認しておりませんが、見ていただきましたように橋りょう上部の会社だとすると全国で40数者ですので、どこも似たような状況かなと思います。

現実的に言いますと指名競争入札でも県内だけの業者ではとても足りないの、県外の事業者も入れておりますので、どこもそういう状況なのかなと思っております。

【清水委員長】

実際、福島県の業者だけが不利な状況に置かれるということは避けたいと思うんですよね。

状況を見たいと思いますね。

もう1つ質問なんですけれど、要するに管内では50者に満たない、南会津では30者に満たない場合、隣接三管内にしてみる、それでも50に満たない場合は全県になっちゃいますけれど、南会津の場合、隣接三管内にして30者になっていればいいという考え方は成り立ちませんか。

例えば、19ページを見てください。

管内では30に満たない。隣接三管内でも南会津では37だからこれは全県だという風になっちゃうんですね。

【行政経営参事】

最終的にこの委員会で議論したルールで基本は50者であろうと、30者というのは一番下の区分の所、いわゆる管内要件のところで、南会津とか喜多方に限定して30者でやむを得ないだろうというルールをつくってますんで、制度スタートなのでそこを厳格にやったらどうかということです。

確かに内部でも委員長おっしゃるように、舗装で南会津が23なだけで上に上げて400者で競争させる地域が出るというのは酷ではないかという意見もあったんですが、そこはやはりルール通りやるべきかなということでそういう設定をさせていただきました。

【清水委員長】

どう小川さん。

【小川委員】

たしかに理想論できちんとしてやりたいというのは私もわかるんですけど、金額が500万未満の工事というのは、かなり小さい業者さんにとっては、これで食べている業者さんというのかなりたくさんいらっしゃると思うんですね。

談合がないとは言えないのかもしれませんが、地域で何ら不都合なくやられているものを、入札改革だからといっていきなり範囲を広げてしまって、一般競争になれば価格競争というのがどうしても出ちゃって、かなり業者さんが不安を抱いているのはそこなんですよね。

価格競争が激しくなって、今でさえ大変なのにさらに食べられなくなるんじゃないかという不安が非常に大きなわけですから、どうしてもこれをやらなければいけないのであれば、不断の見直しというのをなるべく早い時期にできるということを想定した上でやらないと、本当にかわいそうな状況が想定されるんじゃないかなという不安を私は持っています。

【清水委員長】

どうですか皆さん御意見をいただきましたと思うんですけど。

やってみますか。その上で検証するということにしますかね。

【行政経営参事】

結局、県内部でも最終的にはそういう結論になったんですが、やはり制度発足はルールを決めて厳格にスタートするのが筋であろう。それできめ細かいデータ観測というのをきちっとして、今後はこの間言いましたように方部別にも工事種別ごとにも落札率のデータをすべて出しますので、そういったデータを見ながら、当然、いろいろ事業者の方々の御意見、要望等も是非聞いていかなくちゃなりませんので、そういったことを踏まえて随時、いつの時点で直すかというのはいろいろありますが、そこは考えながらやっていければと思います。

【清水委員長】

資格者の数ですから、実際入札に参加するかどうかは別問題なんで、ちょっと出方を見ましょう。

報告ですので承りました。

ほかはいいですか。特定JVあるいは随契関係についても報告ありましたが、特に御意見がなければ。

それでは一応終わりますして、残ったのが抽出案件についてと談合情報への対応についてであります。

それでは、先ほど言いましたとおりやりますから、まず、執行調書の説明をしてください。

説明を5件やって、質疑応答、意見交換については、その後にとまとめてやります。どうぞ。

【各発注機関（県北建設事務所、会津若松建設事務所、警察本部会計課、会津農林事務所、相双農林事務所担当者）

（資料5により説明）

【清水委員長】

どうも御苦労様でした。

ここで、マスコミの方、傍聴の方の御退席をお願いします。

5分間休憩を入れます。

<休憩>

《以下非公開につき概要のみを記載》

【委員】

(抽出した理由を説明)

県北建設の案件・・・2者同額。くじ引きで辞退が多く落札率が99.6%と高かった。

若松建設の案件・・・1者のみで予定価格と同額だった。

警察本部の案件・・・技術評価型9件のうち落札率が最も高かった。

会津農林の案件・・・すべて同額で落札率が80%だった。

相双農林の案件・・・随意契約5件のうち落札率が最も高かった。

<県北建設の案件>

【委員】

入札辞退の時期はいつか。

【県北建設】

前日まで7者、当日の朝入札前に1者辞退した。

【委員】

朝というのは入札の会場か。

【県北建設】

9時半から入札だったが、その前に事務所にきて辞退の意思表示をした。

【委員】

辞退の理由は書く必要はないのか。

【県北建設】

当該入札後辞退の理由を詳しく聴くよう本庁から指示があったが、当時は入札辞退はいつでもできることになっていたの聴いていない。ただ、2者については専任の技術者が配置できないという説明があった。残り6者については、都合によりということでは聴いていない。

【委員】

辞退したのはすべて県外業者だが、県外業者として鋼橋上部工事に登録している業者は何者あるのか。

【県北建設】

県外が95、県内が4、合わせて99者である。

【委員】

うがった見方をすると1300万というのは県外業者から見ると微々たる金額の工事なので最初からやる気がなかったのか。

今後一般競争になればこういうことはなくなっていくのではないかと思う。

配置技術者がいないというのは例えば従業員がたくさんいる会社には当てはまらないような気がする。

残った2者が同額だったがこの場合見積内訳書は不要だったのか。

【県北建設】

この工事については求めていなかった。

【委員】

99.6%で同額というのはどう見たらいいのか。

【委員】

よほど採算の悪い工事だということではないか。

【委員】

価格が低すぎてやってられないというのは考えられる。

【委員】

たまたま99.6%になっているが、予定価格から5万円を引いただけということではないか。

よほど採算の悪い工事だから、技術者はいるけど技術者が配置できないという正当らしい理

由を言って辞退したところもあるのではないか。

【委員】

今後、この委員会としてはこのようなケースは調べることがあっていいのではないか。談合があったとかなかったとかだけではなくて、予定価格が適切でなかったというのも重要な情報だ。

<若松建設の案件>

【委員】

全員辞退して総入れ替えをしたが、1者のみの入札で落札率が100%だったということについて、どう思っているのか。

【若松建設】

1者のみの場合に入札を執行しないことを通知しなかったこと、また、当日他の入札もあり39者が同じ部屋に集まっていたため、当該入札に参加する者が何者いるかは事業者にはわからなかったことから、匿名性、競争性が確保されると判断し入札を執行した。

【委員】

辞退した会社は会場に来なかったのか。

【若松建設】

前日までに5者、当日は3者の辞退があったが、当日の3者のうち1者は電話で2者は事務所に来て辞退届けを提出した。

【委員】

1回目はどうだったのか。

【若松建設】

1回目は2日前までに全者が辞退した。

【委員】

私が先ほど聞いたことについてはどう思っているのか。

【若松建設】

結果的に競争性は確保されなかったと考え、1者による入札は行わない方針とした。

【委員】

質問の趣旨は、この度このようなことになったことについてどう思っているのかということである。

【若松建設】

入札の辞退の理由については、全者聴き取り調査をした。

1回目の入札について聴き取り調査をした結果、辞退の理由は当該時期に工事が集中しているため技術者が配置できないということであった。

2回目の入札についても聴き取りをしたが同様の回答であった。

【委員】

要するに価格のせいではないと受け止めているということか。

【若松建設】

業者にはいろいろ聴いたがそれ以外の判断する材料は見当たらなかった。

【委員】

落札率100%というのは事実上辞退の意思表示なのか、自分しかいないことがわかっていたかどちらかだと思う。

【委員】

辞退した会社が土木部の発注工事一覧に掲載がある。

もし、技術者が配置できないということがあるのであれば、工事全体に対して目配りができているのか。

【委員】

そこまでは見ていないということか。

【委員】

業者のいうことを鵜呑みにしていたら仕事にならない。

言っていることが事実と違うのであれば不誠実な対応の典型である。

つまり、辞退の理由について誠実な回答をしていないということになる。
片方では引き受けて片方では技術者がいないから辞退するというような対応はおかしい。
そのようなチェックも今後はしていただきたい。

【委員】

一般的にこの価格ではやれないということを業者が言うことはないのか。

【県北建設】

ほかの工事だが、積算した結果、予定価格の範囲ではできないので辞退するということがあった。

【委員】

極めて珍しいのか。

【県北建設】

何件もあるものではないと思う。

【委員】

役所とのつきあいの中で言いにくいというのは考えられるが、正直に言ったらいいと思う。

【委員】

いろいろな業者から聞くと、予定価格はどんどん下がってきていて、まじめに積算すればするほどできないものが増えているという話は多くなっている。

これから一般競争になって、業者が参加しなくなるということが考えられるので、予定価格の設定というものを配慮しないといけない。

談合の問題と一括りにして考えるべきものではない。

<警察本部の案件>

【委員】

1番札と15番札との間が1000万しかない。普通だともっとばらついている。
間が均等とかいうわけではないが、逆に疑わしくも思える。

【委員】

間が近接しているというのはどういう意味があるのか。

【委員】

上の方に張り付いているということである。

【委員】

落札率が95.5%というのは必ずしも高くはない。

【委員】

95%以上というのが問題になっている。

<会津農林の案件>

【委員】

全者予定価格の8割で同額という案件だが、これはどういう風に理解すればよいと考えているのか。

【会津農林】

入札額は同じだが見積内訳書の詳細は各者違っていたため、積算の考え方、他者と情報交換的なものがあつたのかなどを個別に聴いた。

各者とも予定価格を基にして設計図書によって技術部門の積算をし、営業努力を加味して見積もり金額を決めていた。

また、情報交換的なものについては、そのようなことはなく、もしそのようなことをしたら社内規定に違反してクビになるという話もあつた。

さらに、内訳書の内容を積算担当者がチェックし、類似性がないことを確認した。

【委員】

私は競争性が激しくて最低制限価格の八掛けをしたということだと解釈している。

最低制限価格は設けてあつたのか。

【会津農林】

設けてあつた。

【委員】

最低制限価格の昔の基準が80%だったということをみんな知っている。

【委員】

だから業者は最低制限価格はこのくらいだという情報をもって、八掛けであれば安全に残れるということを考えて入札するということはある。

【委員】

79%で入札すると失格してしまう可能性があるから、みんな一斉に8割で入れた。

【委員】

機械設備の業者だと思うが、業者数が少ないのだと思う。特にポンプ関係をやれるところというのは限定されるのではないかと思うが、できる業者は県内、県外それぞれ何者か。

【会津農林】

800点以上の客観点で言うと県内212、県外118、合計330者あった。

【委員】

一般競争入札にした場合こういうことは起こり得る。

業者が少なくなるケースと最低制限価格に狙いを定めてくじ引き覚悟で入札するということは起こり得る。

競争が激しいからこうなっていると考えるともっと参加業者数が多くてもいいのではないかと思う。

【委員】

みんな8割でできるのであれば、さらに安い価格でできるのかをみるため、もう1回入札をするとか、業者を入れ替えるとかという対応はとらないのか。

【委員】

業者も積算をしているので、何も悪くないのになぜ取り止めるのかという批判が出るおそれがある。

【事務局】

これまでそのようなことはしていないが、資料2の7ページの上にあるように、今後は談合情報がなくても不自然な入札があれば、監視委員会の判断を経て入札を中止するということはある。

最低制限価格の公表や設定の方法は今後検討の余地があると考えている。

<相双農林の案件>

(特になし)

<まとめ>

【委員】

辞退の理由をよく確認する必要があるが、一般競争入札になると辞退というのは基本的になくなるので、こういう事態はなくなると考えられる。

応札業者が極めて少ない場合はどうするのかという問題があるが、今後は1者の場合はやらないということか。

【事務局】

指名競争入札の場合はそのとおりだが、条件付一般競争入札の場合は郵便入札なので1者でも開札をする。

【委員】

最低制限価格の問題が課題として残ったが今後検討していくべきである。

今後は談合情報がなくても監視委員会が調査をすべきであるような案件がいくつもあったと言える。

談合があったかどうかではなくて、こういったことが起こったメカニズムを解明する必要がある。

予定価格が適切でなかったり、最低制限価格に改善の余地があったりという問題の検証ができる。

<談合情報への対応状況について>

【発注機関】

(説明)

【委員】

電話してきた者の会社名、氏名の固有名詞があるが、実在したのか。

【発注機関】

会社は存在するが、電話番号を言わなかったのもそれ以上は確認できなかった。

【委員】

電話だけでの確認でそれ以上はしなかったということか。

【発注機関】

いろいろ調べたが人物は特定できなかった。

【委員】

談合情報があった時に確認するというのは重要なことだと思う。

会社に電話すれば判ったのではないか。

どこまで確認するというようなマニュアルはないのか。

【委員】

今後は、この委員会が対応することになる。

内部告発の様なものになるので、当局が追及すると本人が不利な立場になることもある。

課題は見てきたが、今後この委員会が対応する場合は慎重に対応しなければならないと思う。

<その他>

【事務局】

(日程確認等について事務連絡)

<閉会>